

令和 8 年 1 0 月 1 日
国 土 交 通 省
不動産・建設経済局建設業課

「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」の
一部改正案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和 8 年 7 月 31 日から令和 8 年 8 月 30 日まで、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」の一部改正案に関する意見の募集を行いましたところ、計 11 件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

ご意見の概要につきましては、本改正案に直接関係する部分に限らせていただきましたが、掲載しなかったご意見についても今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきたいと考えております。

皆様方のご協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

主なご意見及び国土交通省の考え方

	主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
1	営業停止日数について、役員が処罰される若しくは死亡者が出るような重大な違反は社会的な影響を鑑みても、30日以上(死亡事故であれば90日以上)とすべきではないか。	本監督処分基準において、営業停止日数はその下限をお示ししているものであり、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は軽減を行うことを妨げるものではなく、事案ごとに判断するものとなります。
2	＜処分基準の厳格化と即座の処置＞ 過積載、不法投棄、危険施工、名義貸し等の悪質な違反に対しては、初回であっても猶予なく厳しい営業停止処分や許可取消処分とすべきではないか。	建設業者の不正行為等に対する監督処分は、本監督処分基準に従い、当該不正行為等の内容、程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して行うものとしており、営業停止処分についても事案ごとに判断するものとなります。 また、許可の取消しは建設業法第29条の規定に該当する場合に行われることとなります。
3	1. 新旧対照表（案）における施行期日の明確化 新旧対照表（案）の「五 施行期日等」において、施行時期（若しくは施行予定時期）を明記すべき。 2. 関連資料間における法令略称・表記の統一 概要資料の3.(1)の本文では、該当法令の略称が「自動車運転処罰法違反」とされている一方で、新旧対照表（案）本体では「自動車運転死傷処罰法違反」と記載されているため、「自動車運転死傷処罰法（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律）」へ表記を統一すべき。 3. 「公衆危害」における資機材・副産物運搬事故の位置付けに関する運用上の明確化 改正の背景である「資機材や建設副産物の自社運搬等に伴う交通事故」が、本条文上の「建設工事を適切に施工しなかったために」に含まれることを明確にするため、条文の注釈または通達等の運用ガイドラインにおいて、「建設工事の完成・遂行に必要な資機材や建設副産物の運搬等の運行行為を含む」旨を例示・明記すべき。	1. 施行期日の記載は、施行日が決まった際に明記します。 2. 現行の監督処分基準では、法令の名称は一般的な略称を用いていることを踏まえ、法律を所管する法務省において、犯罪白書やホームページ等で「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」の略称として表記されている「自動車運転死傷処罰法」とさせていただきます。 3. 施行に当たっての参考にさせていただきます。

	4. 物流効率化法に基づく行政措置（是正命令等）を受けた段階での指導方針の記載 新旧対照表（案）では、物流効率化法上の是正命令等の（刑事罰に至らない）行政措置を受けた場合における建設業法上の対応が不明確なため、他法令違反（特定商取引法や建築基準法等）の規定と同様に、物流効率化法に基づく是正命令等を受けた場合についても「建設業法第 41 条第 1 項に基づく必要な指導、助言及び勧告を行う」旨、あるいは同条項の運用において行政措置を受けた場合は機動的な指導を行う方針を明記すべき。	4. 今後の制度検討において参考にさせていただきます。
4	<交通死亡・死傷事故（過積載等）に対する処分の厳格化> 建設工事の施工に伴う交通事故が増加している背景には、意図的な過積載や無謀な運転が常態化していると考えられる。そのため、業務上過失致死傷罪等の刑に処せられ、死亡者や複数の負傷者を生じさせるなどの人の命に関わる重大な法令違反に対する監督処分については、営業停止期間の大幅な延長や許可の取消しを行うなど、より厳罰化すべき。	建設業者の不正行為等に対する監督処分は、本監督処分基準に従い、当該不正行為等の内容、程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して行うものとしており、営業停止処分についても事案ごとに判断するものとなります。 営業停止日数はその下限をお示ししているものであり、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は軽減を行うことを妨げるものではなく、事案ごとに判断するものとなります。 また、許可の取消しは建設業法第 29 条の規定に該当する場合に行われることとなります。

※ とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※ 本改正案と直接の関係がないため掲載しなかったご意見についても、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきます。